

募集開始：令和2年6月10日（水）、先着順

津山市特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金のご案内

～迷惑電話への対策機能付き電話機の購入を補助します～

「振り込め詐欺」や「悪質商法」などの被害が多発し、深刻な社会問題となっています。これらの被害を抑制するため、標的となりやすい高齢者を対象に「迷惑電話への対策機能付き電話機」の購入を補助します。



消費者庁イラスト集より

【補助金の交付を受けることができる人】

- (1) 市内に住所があり、居住している65歳以上の方
- (2) 市税等を滞納していない方

【対象機器】

- (1) 登録外の電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有すること
- (2) 録音を行う旨の自動応答を行い、通話内容を自動的に録音する機能を有すること
- (3) 居住する住宅に設置するものであること
- (4) 市内に事業所を有する事業者から購入するものであること

【補助金額】

機器の購入及び設置に要した費用の2分の1の額で上限5,000円

【手続き方法】

※補助金申請は、必ず電話機購入前にお願いします。

- ①市内業者から電話機のカタログと見積書をもらう。
- ②「補助金交付申請書」と添付書類（カタログの写し、見積書の写し、本人確認書類の写し、市税等の完納証明書）を環境生活課又は支所・出張所地域振興課へ提出。
- ③申請書類審査後、「交付決定通知書」が届いたら、該当の電話機を購入し、品名記載の領収書と機器番号記載の保証書をもらう。
- ④「補助金実績報告書」と添付書類（領収書の写しと保証書の写し）を環境生活課又は支所・出張所地域振興課へ提出。
- ⑤内容審査後、「確定通知書」が届いたら、「補助金交付請求書」を環境生活課又は支所・出張所地域振興課へ提出。
- ⑥指定の口座へ補助金が振り込まれる。

【問合せ先】

環境生活課くらし安全係

電話0868-32-2056